

— 人がいきいきと生きる
静岡県をねがって —

第22回静岡県地方自治研究集会記念講演 前川喜平元文科省事務次官	1
基調報告	6
特別報告	16
静岡県地方財政分析研究会	20

地方自治

ネットワーク
しまおか

No77号
2018年12月7日

*

静岡県地方自治研究所

〒422-8062 静岡市駿河区稲川2丁目2-1

セキスイハイムビル7F 静岡自治労連気付

Tel 054-282-4060 Fax 054-282-4057

jichiken@s-jichiroren.com

発行人・川瀬憲子 編集人・林 克



北岳山荘から富士山を見る

「どうあるべきか公務労働 モリカケ問題を問う」(要約)

前川喜平元文科省事務次官

2018 年 9 月 22 日に、第 22 回静岡県地方自治研究集会が開催され、203 名の人が集まりました。記念講演は、「どうあるべきか公務労働 モリカケ問題を問う」をテーマに前川元文科省事務次官が、集会の基調を林研究所事務局長が、そのあと県内で問題になっている浜岡再稼働、水道コンセッション、リニアの三つのテーマで特別報告が行われました。

「聞かれたことに答えただけ」

元文科省事務次官の前川です。

今日のテーマ、公務労働と言う言葉をこれまで使ったことはなかった。辞めてからお付き合いがなかった方々とお付き合いし、付き合いがあったところから呼ばれなくなった。よく権力に勇気をもって立ち向かったというが、問われるままにお話をしただけで、勇気ある告発したわけではない。勇気を振り絞って権力に立ち向かったというイメージが定着したのは困ったもの。マスコミからこの写真見たことありますかと聞かれたのであると答えただけ、国会だって呼ばれたから行っただけです。告発ではなく聞かれたから答えただけ。私の他に、誰かはわからないが文科省の中に文書を提供した人物が 3 人いる。彼らこそ本当に勇気がある。

加計問題の本質、不公正・不公平・不透明

加計学園問題の本質は、権力による行政の私物化です。この問題はすでに全貌が明らかになっている。一方森友は、なぜ佐川さんに改ざんさせたかということが未解明。加計学園の行政プロセスのゆがみは三つの言葉で表されます。不公正、不公平、不透明ということ。

不公正と言うのは本来行われるべき審査が行われていないこと。国家戦略特区にふさわしいかどうかの審査が行われなかった。それは国際競争力がある事業、国際経済拠点になるような事業について特例を与えるというものであって、加計学園がそれにあたるのか、本来なら成長戦略に照らして審査が行われなければならなかった。閣議決

定された石破四条件と言われる、①これまでにない構想の獣医師養成、②これまでの分野とは別の新しい分野、③既存の大学ではできないことが証明されなければならない、④全体の獣医師の需給バランスを崩してはいけないということ。これに沿った審査がまったくなされなかった。

それを審査すべき機関の座長が「一点の曇りもない」と言い、安倍首相もそれを引用して繰り返しています。「曇りもない」はず、それは審査をしていないから。その意味で公正ではない。

不公平と言うのは、ライバルだった京都産業大学、とても優れたプランを提出したにもかかわらず、中身で勝負するのではなく、後付けの条件、①広域に獣医学部がない地方、②2018 度開設でなければならない(それを公にしたのは 2017 年 1 月)、③1 校に限る、で京産大を退けた。これらの特例は安倍首相の名で出されている。

不透明と言うのは一連のプロセスが知らされていない。「加計ありき」がずっと隠されてきた。京産大がヒアリングを受けたことも知らされなかった。



裁判になったらクロ

このゆがみがなぜ起こったのかと言えば、「総理の意向」があったから。文科省の文書、愛媛県の文書を見ると、安倍首相の明示的な意思表示があったとしか考えられない。2016 年 9 月に泉首相補佐官が、「この話は進めてくれ。総理は自分の口から言えない」と述べた。そこで総理自身の意向だとわかった。事務次官が官邸に呼ばれて 2018 年 4 月までに獣医学部をつくれ、これは官邸の最高レベルが言っていることだという文書が残っている。また「総理のご意向」だという文書もある。局長が萩生田官房副長官から「総理は 2018 年 4 月とおしりを切っている」という文書も残っている。

しかし今年になって明らかにされた愛媛県文書は、決定的な証拠能力がある。2015 年 3 月の文書、加計学園の事務局長が愛媛県に来て説明した文書で、加計理事長が安倍総理と面談したのでその報告に來たと書かれている。2015 年 2 月 15 日に 15 分間面談し新しい獣医学部について安倍総理がいいねと応えたとしている。3 月の時期に両者は二度にわたり会食をした中で、そこで下村文科大臣が課題を出したのに宿題を出したのに答えがない、地元の動きが鈍い、お金をもっと積ませるにはという具体的な話をしている。

加計学園が今治市と愛媛県を連れて官邸に行き、柳瀬首相秘書官が面談した。柳瀬氏は「本件は首相案件だ」といきなり述べている。これを首相秘書官が言ったことは非常に重みがある。「やらされモードではなく、死ぬ気でやりたいという意識を持つことが最低条件」とはっぱをかけた。加計理事長から面談を受けた安倍さんが自治体にはっぱをかけたということ。これにより加計学園への補助金が 50 億円から 96 億円に増えた。財源で合併特例債が使われ、国からもお金が出て、国民の税金が使われることになる。

ここまで来たら言い逃れできず、裁判になったらクロとなる。その意味で全貌が明らかになっている。どう言い逃れできるか、加計学園の事務局長がうそを言ったというしかないとして、「うそを言った」「ふと思いついた」と記者会見しまし

た。しかし「ふと思いついた」という説明は誰も信じるはずがない。

それにもかかわらず安倍さんは、「この件で加計理事長と話したことはない」「初めて知ったのは 2017 年 1 月だ」と国会で答弁し続けている。総理が 1 年半にわたって虚偽の答弁をしていることは明かだ。「安倍総理はうそつきだ」とどんな大きな声で言っても名誉棄損にはならない。

森友で言えば、明恵夫人や総理自身がかかわっていたことは明かだ、国と大阪府が不正に財政支援をした問題。

またもっと危険な問題では、伊藤詩織さんに性的暴行を加えたとされる山口敬之氏の逮捕状が出なかった問題は、所轄の警察が令状を取って逮捕しようとしていました。ところが警視庁の刑事部長がその逮捕令状の執行を止めて逮捕されず、起訴もされなかった。公安委員会も監督しなかった。山口敬之は安倍さんのお友だち、「総理」と言う本を書いて安倍総理を「よいしょ」している人。

警察、公安などむき出しの権力が、安倍官邸の政治的支配で動いているということを表している。これは本当に危険だ。国民が政府部内で何が起きているか国民が関心持つこと。



憲法にもとづく公務員とは

憲法のもとで三権分立、国会は選挙で選ばれ行政が執行することになっている。行政は政治の侍女といわれるが、すべてを政治のせいにはできない。一般職公務員は、単なる歯車ではなく、与えられ

た職務の中で国民に対する責任を負わなければならないと思います。その中で最善を尽くすということは、国民や住民の利益のために仕事をするということです。これは憲法の中では全体の奉仕者として規定されていることです。

憲法は 15 条で公務員の選定・罷免は国民固有の権利であるとしたうえで、すべて公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないと言っています。一部の奉仕者ではないと言っているということは、逆に言えば一部の奉仕者になりがちだということ。この公務員と言うのは政治家と役人の両方を指します。そして 99 条では憲法を尊重し擁護する義務を課しています。特に政治家は一部の奉仕者になりやすく、それが高じていけば権力は腐敗していきます。そういう状況に陥って暴走しているのではないかと。

15 条と 99 条が規定する公務員像、そういうときに政治の暴走や腐敗を止めるのは行政職員ではないかと。行政職にあるのは長年培ってきた専門性、国民全体に奉仕することです。中立性、公平性を保たなければならない。

一人の人間であることを忘れないこと、国民としての価格で見ることが大事では。ほんとうに国民のために役に立っているのか常に考えなければいけないのでは。

特に教育の分野で、政治の支配が危ぶまれている。それに警鐘を鳴らしたのは七生学園事件でこの問題が問われた。

今一番危ないと思うのは道徳の教科化。検定教科書を使わなければならないことと、評価しなければならない。教科書を見るとこの主張は出てこずに、全体への帰属が強調される。こと地球が軽んじられている。

今、復古主義と学力テストに代表される新自由主義の問題がある。学力テストは任意であるが、唯一加わらなかったのは愛知県犬山市、私は拍手喝采をおくった。

これ以上時間がないので端折るが、道徳教科書を逆手に取ってほしい。

(この要約の文責は、地方自治研究所にあります)



〈解説〉

この間、政治の中で進んできたのは戦争法に代表されるように、近代憲法法理としての立憲主義の否定です。権力をしばるルールとして憲法が存在し、それに基づいた政治が行われなければならないという原則からの逸脱が指摘されていました。

その中で政治と行政の関係が歪む現象が顕著になっています。憲法や法律、ルールを無視した政治に行政が従属し、忖度する流れが強まった結果、本講演のテーマとなった加計学園問題、森友学園問題が起こっています。

当研究所は、地方自治問題を考える上で公務労働は欠かせないものであり、モリカケ問題を通じて憲法にもとづいた公務員像を考えるまたとなりチャンスであること、また前川元文科省政務次官は自ら憲法原理を呈して行動したという意味で、それにふさわしい人だということを自治研集会実行委員会の中で議論してきました。

第 22 回静岡県地方自治研究集会基調報告

静岡県地方自治研究集会実行委員会

はじめに

今、日本の地方自治は制度として定着した半面、改憲をめぐる情勢の中で国と地方の対等な関係が危うい状況となっています。それは沖縄に集中的に表れていますが、沖縄において国の押し付けを許すことは全国の地方自治の侵害につながります。

また改憲の流れは公務員制度に対しても大きな影響を及ぼします。そもそも日本国憲法の下では公務員は権力とは一定の距離を置き、自らの仕事において憲法を守る制度設計になっていたものを、上意下達的な制度を導入し、権力に忠誠をつくし国民には文書を改ざんしたり意思決定の情報を開示しない状況が生まれています。

また貧困と格差が広がる中で、それを正す施策は全国一律に行われる必要があり、国は軍事・外交、社会保障は地方という図式では到底格差解消にはなりません。もちろん自治体の努力での貧困格差対策は重要であり地域循環型経済につながるものですが、国が決めた枠組み自体を見直す必要があります。

またアベノミクスの下、首都圏一極集中が続き地方が衰退しています。国の施策は、人口減の中でどう地方を始末するのかというものであり、「地方創生」についても「やる気」がある自治体だけを救うというもので、地域から振興する観点がみられません。

こうした動向が、静岡県の地方自治にどういった影響を与えるのか、具体的な事例を通じて考えていきましょう。

1. 憲法と地方自治をめぐる情勢

安倍首相は1月の国会において「いよいよ実現の時」と露骨に改憲の意欲を示し、年度末までに成案を示す考えを明らかにしました。3月末の自民党臨時党大会で、安倍首相が高下していた9条改憲を含む「たたき台素案」4項目がまとめ

られました。9条に自衛隊を明記することにより、交戦権の否定や戦力不保持をなし崩しにし、海外で戦争することが憲法上確定するものです。これは戦争法で示した、憲法やルールを恣意的に捻じ曲げていく流れの延長です。安倍首相は6月末、与党と維新などによって国民投票法改正案を提出しましたが、しかし審議に入ることはできませんでした。安倍首相は、引き続き憲法改正案を秋の臨時国会で提出できるよう議論を加速させたい考えを示しています。

自民党「たたき台素案」は、9条の2の加憲も含め地方自治の役割と大きくかわるものです。地方自治体が実現すべき住民の権利に抵触するものであり、合区解消では地方自治の本旨を定めた92条に手を付けるなど詳細な検討と討議が求められています。

2. 沖縄問題と地方自治

沖縄県の翁長知事が急逝し、辺野古基地建設のための沖縄県の埋め立て承認の撤回を含めこれまでのオール沖縄政治の継承が問われる沖縄県知事選挙が闘われています。

「これ以上沖縄に基地をつくらないでほしい」、これはこれまで何度かの選挙で確かめられた沖縄の民意です。しかし先の埋め立て取り消しの訴訟では、2000年以來の「地方分権」を揺るがし、地方自治に関わる重大な問題がありました。国が私人に成り済ますであるとか、地方自治法が規定した国・地方間で紛争が生じたときの解決策、国・地方関係調整委員会の斡旋案を国自体が無視すると言う、これまで積み上げてきたものをこわすものであったと言わなければなりません。

また最高裁の判断においては、軍事・外交は国の専管事項とされた「地方分権」そのものが問われることにもなりました。しかし基地建設は環境を守るなどの地域の住民の権利に関わることと一体であると考えれば、たいへん不当な判断であ

ると言わざるをえません。

その判断の根拠となっている日米地位協定について全国知事会は、8月外務省に対して沖縄県など米軍基地を抱える自治体の負担を軽減するため抜本的に見直すよう申し入れを行いました。これは地位協定が自治権に抵触しているという認識のもとに行われたものです。

翁長知事は、民意で示された基地反対、地方の意思に対して政府が粛々と進めるやり方に、「日本に民主主義はあるのか」と問いました。問われているのは民主主義と地方自治です。地方自治を守り拡充する立場で沖縄県知事選を支援していくことが重要となっています。

3. 改憲の流れと公務員制度の変容

森友加計問題を通じて驚かされるのは、国民には意思決定の過程を公開せず隠したり文書を改ざんしたりする官僚の存在でした。もちろんこうしたことは、これまでもなかったとは言えませんが内閣の一つや二つつぶれてもおかしくないにもかかわらず、平気で嘘とわかっていることを貫き通す態度に国民は驚きました。ごく最近の世論調査においても、この問題での首相の説明は納得できないが78%にも上ります（報道ステーション9月調査）。

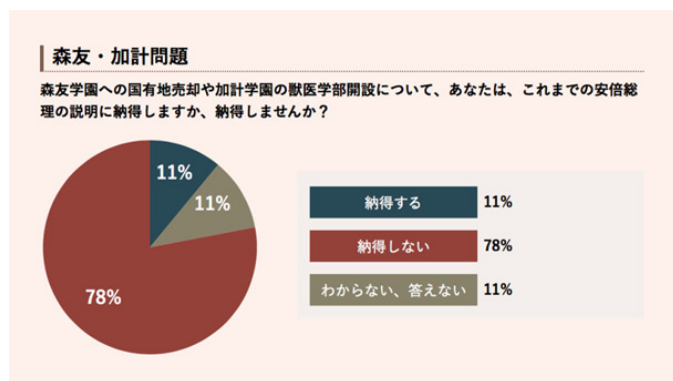
戦後憲法は、戦争の反省を踏まえて権力は暴走するという考えのもとにその反省を込めて、多元的なチェック制度を設けました。三権分立はその代表的な例ですが、公務員制度も戦前の「天皇の官吏」から「国民全体の奉仕者」（憲法15条2項）と規定され、権力に直接忠誠を誓うのではなく「憲法を擁護する」義務（憲法99条）が課されました。

直接間接の命令であれ、忖度であれ森友加計問題の官僚が行動した動機が安倍首相を守ることであれば、憲法をはじめとした「法令を守る義務」ではなく、権力に直接奉仕したと言わざるを得ず、戦後の公務員制度の考え方が反していると言われています。

これまで人事行政は、第三者機関である人事院のもと各省庁に分散していたにもかかわらず、

「決められる政治」の名の下に人事権を一手に握る内閣人事局が設置されたこと、成果主義によって上意下達の公務員をつくることなどが指摘されています。その背景に改憲の流れが言われ、権力の意によって動く公務員制度がつくられようとしています。

自治体もトップダウン型首長の下、同様の流れとなっています。



4. 西日本豪雨災害・北海道地震被害と迫る南海トラフ地震

活発な梅雨前線による記録的な大雨で、西日本に土砂災害や浸水などの甚大な被害が発生しました。警察庁によると、被災地での死者は岡山、広島、愛媛3軒を中心に15府県で225人に上り、平成で最悪の豪雨災害となりました。

共同通信のまとめでは、4府県で11人が行方不明。死者・不明者がいる16府県では、総務省消防庁の集計で1万棟以上の住宅が全半壊し、計3万3千棟以上が床上・床下浸水した。重軽傷者は約350人。被害が大きかった3軒では三日時点でなお計約3600人が避難所に身を寄せています。

最大震度7を記録した北海道地震は9月6日未明の発生し、土砂崩れなどにより41人が命を奪われ、現在も千人以上が不自由な避難所暮らしを余儀なくされています。停電や断水などインフラの被害は広域に及んでおり、市民生活への影響は甚大です。

道内のおよそ半分の電力供給を賄っていた苫東厚真（とまとうあつま）火力発電所が地震で稼働停止した影響で、他の火力発電所も連鎖的に停止しました。停電が北海道内の全域に当たる約29.5万戸に及び、電力会社の管内全てが一斉に停

電に見舞われる「ブラックアウト」と呼ばれる現象が生じました。なぜブラックアウトが発生したのか。電力需給バランスが崩れたと言われていますが、こんなに簡単に最悪の事態に至るものなのか。発生後の状況を詳細に分析し、検証することが求められています。

この数年、台風災害や地震災害など、日本列島をたびたび災害が襲う状況となっています。この静岡県でも東海地震は必ず来るとされ、他の地震と連動する南海トラフ地震として歴史的に大規模なものが政府によって想定されています。被害想定において死者は 30.5 万人に上り、その 3 分の 1 の約 10 万人は静岡県において生ずるとされています。

これまでの災害において、今後十分に検証されなければなりません。岡山県の倉敷市真備町、愛媛県大洲市(肱川町に市町村合併を行った自治体の被害が大きく、復旧に時間がかかると考えられます。大洲市から、被災地地域は合併によって支所しかなく、職員数も大幅に減らされて全住民に周知するのには限界があったと報告されています。合併された地域では行政機能が中心部に吸い上げられ地域を把握する能力がなくなっているのではないのでしょうか。また自治体における清掃、給食などの現業労働者が委託か直営化かついても同様のことが言え、復旧に大きな差が出てきています。



5. 浜岡原発再稼働と避難計画

9 月 6 日未明の 3 時 25 分に地震が発生し道内最大の火力発電所が停止すると、他の発電所も連

鎖して一斉にダウンしました。泊原発は日本海に面する。震源から 100 キロ以上遠く離れ、原発周辺は震度 2 程度の揺れだったにもかかわらず、一気に「非常時」態勢に陥りました。泊原発は、命綱であるはずの外部電源を 9 時間半にわたって失いました。原発が止まってもプールにある使用済み核燃料は冷やし続けなければならない、その重要な手段が失われていたことになります。

また今回の地震の最大加速度は IBUH01 観測点で 1505gal。2016 年の熊本地震 1580gal に匹敵するものなのに対して、泊原発の基準地震動は 620gal で申請しています。これは原発直下で地震が起これば、泊原発はひとたまりもないことを示しています。今、日本列島はどこで地震が起きてもおかしくない状況であり、改めて原発は地震国日本にとって危険であることが示されました。

住民の避難の判断基準になるモニタリングポストが 70 のうち 20 あまりが停電で停止してしまったことも大問題です。原発に重大事故があったときこのポストによる放射能の測定で住民の避難を開始することになります。少なくとも 20 の止まった地域に住む人は避難開始ができない可能性があります。

「(泊原発)安全は確保されている」と言い続ける原子力規制庁は、3.11 以前の安全神話をほんとうに反省しているのか？ 全国の原発が再稼働する中で、浜岡原発は運動の成果として川勝知事の在任中は再稼働をしないことを勝ち取りました。また東海第二原発(茨城県東海村)周辺の自治体において、日本原電と隣接 6 自治体の間で新たな安全協定が締結されました。再稼働の協議において一つでも自治体が反対をすれば再稼働しないという画期的な協定です。その中で各自治体は避難計画を問題としており、実効ある避難計画ができなければ了解をしない姿勢を強めています。

5 月に松井掛川市長は、浜岡原発の再稼働に向けた事前了解のあり方に関し、地元 4 市(御前崎、掛川、牧之原、菊川)でつくる安全等対策協議会(4 市対協)の枠組みで、7 月に学習会を実施することを明らかにしました。それに対し御前崎市

議会から「勉強会の開催は、その先に協定の見直しがあると捉えられかねない」と反発が出て、柳沢御前崎市長が延期の申し出を行いました。

また病院や社会福祉施設、保育所、学校などの要支援者施設の避難が問題になっています。福島第一の事故の時にも当該施設がもっとも避難が難しく、特に浜岡の場合は問われることになりました。

6. 自治体戦略 2040 と第 32 次地方制度調査会

「高齢化がピークを迎え、若い勤労者が激減する 2040 年頃、地方自治体が半数の職員でも業務に対応できる仕組みを構築する」(2018/7/4 朝日新聞)として総務省の有識者研究会が設置されました。提起された内容は、今後の地方自治、自治体のあり方を抜本的に見直すものです。

それは、①従職員の半分、AI・ロボティクスを活用するスマート自治体への転換、②公共私によるくらしの維持、③圏域マネジメントと二層制の柔軟化、④経済成長のエンジンとしての東京圏のプラットフォームであり、これからの地方自治体にとって重大な問題をはらんでいます。

これを具体化するために 7 月 1 日に総務省内に設置された第 32 次地方制度調査会において、自治体側から「地方創生を頑張ろうとしている努力に水を差す以外の何物でもない」「努力の成果も検証できないうちに 2040 年には(地方は)ダメになるからという議論は適切か、総務相に考えてほしい」という声が出されています。今後、学習を強め自治体とともに議論を深めていく必要があります。

7. 人口減少と外国人問題・地域再生

昨年末に静岡県が発表した人口動態の速報値で、静岡県は 9 年ぶりに転入超過に転じました。転出は 2013 年をピークに年々改善されていますが、今年は 5,378 人の外国人が流入したとその転入超過の要因を述べています(静岡県総合計画課)。一方国の調査値では 10 代、20 代の若者を中心に 5,200 人以上が人口流出しており、静岡県は若者

が流出した穴埋めを外国人、特に技能実習生が行っています。

6 月に閣議決定された骨太方針では、技能実習生 3 年の経験で 5 年間の非熟練労働者としての受け入れを含め閣議決定しました。政府は、日本は少子高齢化で生産年齢人口が減っており、賃金面で競争力が弱い地方や中小の企業を中心に労働力が足りず、経済の足を引っ張りかねないことを理由に、19 年 4 月に「特定技能」の在留資格を新設し、単純労働を含めた外国人の受け入れを増やす方針です。

同資格は一定の技能・日本語能力を持つ人や技能実習を修了した人に最長 5 年、就労できる機会を与え、これに合わせて 19 年 4 月には法務省の入国管理局を外局の庁に格上げして「入国在留管理庁」を新設します。

この中で外国人労働者の保護や共生についての問題は、多くは自治体の事務となることが考えられます。医療機関の受診や住宅契約、日本語教育だけでなく、労働問題、これから学校教育などの支援を充実させていく必要があります。

外国人労働者を使い捨てにできる「労働力」とみなすことは、将来に大きな禍根を残します。

8. 社会保障・医療・介護・貧困と生存権などをめぐる情勢

(1) 生活保護行政の動き

2017 年 12 月に、生活保護支給額が今後 3 年間で最大 5%引き下げられるという改悪が行われ、受給世帯の約 3 分の 2 の世帯で生活扶助額の減額がされることとなる。それに続いて通常国会でも、安い後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用を義務付けるなどの改悪が行われました。

静岡県では全国の仲間と連帯して「生存権裁判」が行われ、静岡県からも原告が組織されて裁判を多くの支援のもとでたたかっています。

(2) 地域医療構想の動向

今年 4 月より第 8 次保健医療計画・医療費適正化計画がスタートし、保健医療計画では 2025 年の必要病床数は高度急性期 3,160 床、急性期 9,084

床、回復期 7,903 床、7,903 床、慢性期 6,437 床と推計し 26,584 床としています。2016 年時点での病床機能報告では 31,158 床であり、4,574 床の減少・削減となります。

地域医療構想に向けて、2017 年度は一区域（おおむね二次医療圏に準ずる形でつくられて 341 区域）あたり平均 3.1 回の調整会議が開催されています。調整会議で、公立・公的病院で議論を開始した病院が 1267 病院（76%）となっています。すでに 24 区域で再編計画が具体化しており、このうち 3 区域では公立・公的病院と民間病院との統合再編が計画されています（第 13、14 回地域医療構想に関する WG）。

厚労省は、都道府県知事の権限の強化に加え、新たに都道府県単位の調整会議設置を要請するなど地域医療構想の具体化・推進に向けた対応を強めています。すでに 20 の都府県が設置済みです。

（３） 県内の医療制度をめぐる動向

2018 年 4 月から、伊東市で入院時食事療養費が助成の対象となりました。これにより、入院時食事療養費を助成しているのは 35 市町のうち 24 市町となりました。また南伊豆町、裾野市、長泉町などで対象年齢が引上げられ、対象年齢を高校 3 年まで実施しているのは 11 市町に増加した。さらに清水町、藤枝市、島田市で自己負担金の改善が行われ、自己負担金を全年齢で無料としているのは 22 市町となりました。なお入院の自己負担を設けているのは浜松市のみです。

県では 10 月から助成対象年齢を 18 歳まで拡大するとして、当初予算比で 600 万円を増額しました。一方で、県からの財政補助が受けられない政令指定都市の静岡市・浜松市は財源問題などから、年齢引き上げについて、実施を見送るかもしくは実施に慎重と伝えられており、不透明です。静岡・浜松両市の 0～18 歳までの人口は 24 万 4 千人で県全体の 4 割を占めています。協会として県制度において対象年齢が統一できるよう県や市町に要望する必要があります。

（４） 国保の都道府県単位化の動向

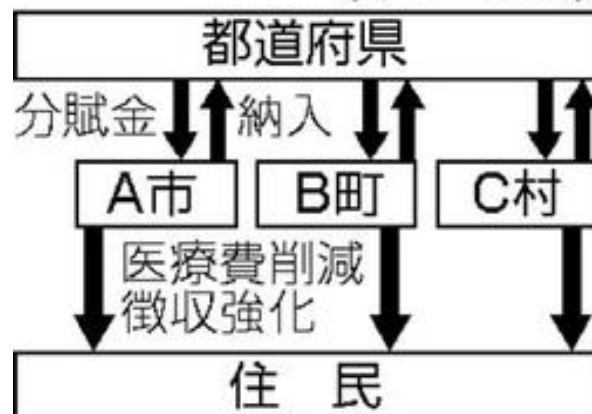
4 月からスタートした国保の都道府県単位化のねらいは、医療費の給付削減にあります。運営主体を市町村から都道府県に移管し、給付が増えれば、保険料が上がるという共助＝保険原理に国保制度をつくり替え、医療費の増大と住民の保険料負担の関係をストレートに結び付け、見える化することで医療費を抑制する仕組みづくりです。社会保障としての国保制度の崩壊につながる内容です。

国保が抱える問題の根本は、国が、国保への国庫負担を削減してきたことです。制度スタート時には農林水産業、自営業が加入者世帯の 7 割でしたが、現在は 4 割が年金者など無職の人、3 割が非正規雇用などの被用者で、所得の少ない世帯が 7 割となり、加入世帯の平均所得は 138 万 8 千円（16 年度）です。これまで国が増額すべき国庫負担を削減したために、所得が多い協会けんぽや組合健保の保険料より国保の保険料（税）の方が高くなっています。

安倍政権は、都道府県の試算で国保料（税）が大幅に引き上がる結果から、今年度は市町村が独自に行っていた法定外繰入れを認めたにもかかわらず、4 割の自治体では、国保料（税）が上がりました。各都道府県は国保運営方針（6 年一期）を算定し、法定外繰入れ解消を指導しており、来年度以降の国保料（税）は大幅な負担増となる見込みです。

全国知事会では、都道府県単位化にあたり、①国保への国庫負担引き上げ、②子ども医療費無料

国保運営都道府県移管 (イメージ図)



化の国の制度の創設、③子どもの均等割の軽減、④障害者（児）、ひとり親家庭を含む自治体の医療費無料化のとりくみに対するペナルティの全面中止などを要請しています。

（５） 介護分野の制度改革

第 7 期（2018～21 年度）の介護保険料の平均基準額は月 5869 円となりました。介護保険開始時の 2911 円から倍額になり、中には 9000 円を超える自治体もあります。「自立＝介護保険から”卒業”」という制度理念の変質の中で、4 月から「自立支援」に成果を挙げた自治体に交付金を支給する新たな制度がスタートしました。さらに 8 月から現役並所得者の利用料の 3 割引き上げ、10 月からはケアプランの「適正化」による生活援助（訪問介護）の利用回数規制などの改悪が実施に移されます。総合事業は、受託事業（多様なサービス）が少数にとどまるなど矛盾を深めています。

（６） 障がい者福祉の状況

国連障害者権利条約の批准、差別解消法の成立など前進していますが、大きな問題となっているのは 65 歳問題です。介護保険制度では所得の少ない人（市民税非課税）でも利用料は一割負担です。65 歳になっても今までと同じサービスを受けられるように改善することが緊急の課題です。障害者総合支援法が改正されましたが、利用料原則無料、認定での当事者意志の尊重、基盤整備、自治体の責任など原則的要望は取り入れられず、もっと実態にあった改善内容にするために当事者の様々要求を掘り起こしていきましょう。

静岡県における長年の要求である「重度心身障害児者の医療費の窓口負担（3 割）と 1 か月 1 病院 500 円を負担なくして」「施設入所の待機者をなくせ」など切実な要求実現のとりくみがあります。

（７） 「骨太方針 2018」のねらい

6 月 15 日、安倍政権は「骨太方針 2018」を閣議決定し、年末の予算編成に向けた方針や今後取り組む政策の基本方向を打ち出しました。2025

年のプライマリーバランスの黒字化をめざし、2019～21 年度を「財政健全化」の「基盤強化期間」に設定し、社会保障のさらなる負担増・給付減のとりくみを通じ「全世代型の社会保障制度を構築する」とし、19 年 10 月の消費税率 10%への引き上げを明言しました。医療団体とも共同して反対の運動をすすめましょう。

すでに財政制度等審議会の「建議」では 75 歳以上の窓口負担の見直し、かかりつけ医以外の外来受診時の定額負担徴収の導入、薬剤費の自己負担引き上げが明記されました。また、医療・介護とも、自己負担 3 割の現役並み所得者の基準と要件の見直し対象を拡大、マイナンバーを活用し、高齢者の預貯金などの資産を把握して医療・介護の負担増に反映させるしくみの導入なども検討課題として挙げられています。骨太方針とともに閣議決定された「規制改革実施計画」では、来年度の実施をめざし条件付きでオンライン服薬指導解禁の検討が開始されています。

奈良県では、医療適正化の方策として高齢者医療確保法（2008 年）で導入された地域別診療報酬の実施を知事が提案しています。県医師会、県内の医療団体などは強い反対を表明しています。

介護では、ケアプランの有料化、施設多床室での室料徴収の拡大、軽度者の生活援助等のサービスの総合事業への移行など挙げています。このうちケアプラン有料化はすでに政府内で検討が開始されたと報じられており、利用料一割負担の利用者で月 1400 円などの案が示されています。実施されれば、ケアプラン作成のためにサービスの利用を減らしたり、ケアプランの料金を負担できずに制度の入口で排除されてしまう「利用者にならない要介護者」を多数生み出す重大な改悪です。さらに政府は、深刻な人手不足に対して抜本的な処遇改善を講じないまま、受け入れ条件の整備が不十分な中で、新たな残留資格の創設による外国人の参入拡大を打ち出しました。

安倍政権はこれらの制度改革の項目やすすめ方を盛り込んだ「改革工程表 2018 年版」を年内に示し、政府内での検討を経て、2019 年、2020 年の通常国会で関係する法律の「改正」案の取り

まとめに入る予定です。

(8) 2018 年予算でみる静岡県と今後の改善運動

今年度の予算では、私たちの運動により、子ども医療助成(総額 20 億 9300 万円)は政令都市(静岡市、浜松市)を除き対象年齢を 18 歳までに拡大(10 月から実施)されました。引き続き、県に対して静岡市、浜松市とも協議をして助成をし、県下どこに住んでも高校生まで窓口無料化を実現させましょう。また重度心身障害者医療費助成制度について、浜松市では 10 月より現物支給(ただし、一月に 1 医療機関 500 円負担)となります。これも長年の運動により突破口がついに開けたと言えます。

また私たちの運動の成果は次のような予算にも反映されています。子ども食堂の担い手支援として 3000 万円計上、福祉介護人材確保・育成関連事業、保育士等関連事業費、ひとり親家庭支援関連事業、教育分野では静岡式 35 人学級編成、「しずおか寺小屋」創設事業費、スクール・サポート・スタッフ配置事業(新設)などがあります。

一方で 4 月から県単位化された国民健康保険について、高すぎる保険料(税)の軽減について、昨年 13,898 筆の署名を県議会に提出するなど県民から求められたにもかかわらず、国保会計への独自の支援がありません。引き続き、国保料(税)引き下げを始めとした国民健康保険改善署名を全県、各市町で 3 万筆を目標に広めましょう。

9. 静岡の教育をめぐる情勢

人口減少論によるコンパクト化の政策の中、教育がその矢面に立たされています。子どもの数が減る中で本来ならば、1 クラスあたりの生徒数など、他の先進国よりかなり条件が悪いものを正すチャンスにもかかわらず、より一層の統廃合等による施策が遂行されています。

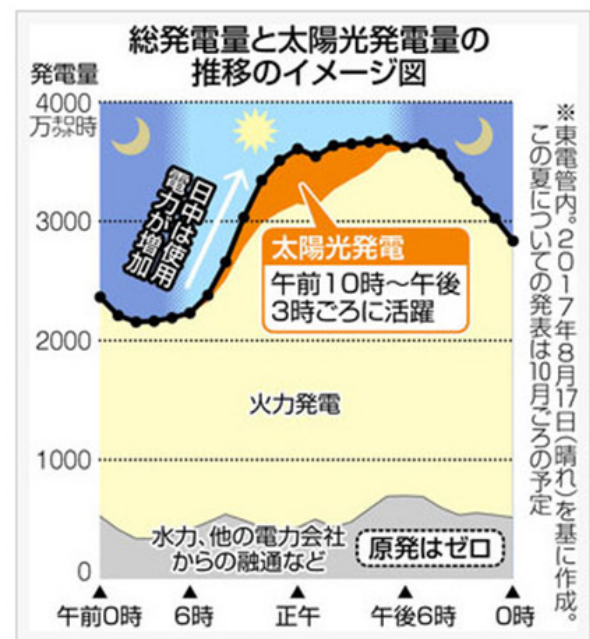
浜松市は 2017 年に元城小学校・北小学校が統合した中部小学校と中部中学校が一緒になった施設一体型小中一貫校の小中学校『浜松中部学園』を開設しました。磐田市は、『ナガフジ学府

一体校』から 10 中学校区へ広げたい意向を持っています。静岡市では山間地 4 校が小中一貫校に。ファシリティマネジメント、アセットマネジメントの名のもとに進められ、小中一貫校がこれからの大規模な統廃合の前哨戦とみられています。

2018 年夏の異常な暑さの中、学校への冷房の設置が進んでいます。静岡県の小中学校は、全国で 41 位 12.5%の設置率で全国でも最低レベルです。県下でも富士、富士宮、静岡、浜松、焼津、磐田、三島、島田、掛川、藤枝、牧之原、御前崎で計画されており、来年には全校設置という自治体が増えています。

10. 再生可能エネルギーと環境問題

記録的な猛暑が続いたこの夏、冷房を使う機会が増える一方で、各地の電力需給は、深刻な逼迫(ひっぱく)に陥った日がないことが分かりました。太陽光発電の発電量が増え、節電の浸透で電力消費自体も減っていることなどが要因です。ピーク時の電力の余裕を示す供給予備率(供給力から予想最大需要を差し引いた値を、予想最大需要で割って算出)は、中電管内で 10%と余裕を失いました。



一方、伊東市八幡の地区では、40 ヘクタールもの広大な土地に山林を伐採してメガソーラーを

建設する計画が進行しました。これに対して「伊東メガソーラー中止を求める会」は周辺の環境を破壊すると反対を表明、運動してきました。県は、事業の前提である森林法に基づく林地開発について4回の審議会審査の上、7月10日許可を出した。しかし伊東市が定めた1.5ヘクタール以上の太陽光発電について市長の同意を必要とするメガソーラー規制条例が6月1日に施行されており、着工前の事業が対象となるため、県は伊東市の条例を守ることを条件としました。伊東市は着工届が提出されておらず、条例の対象になると主張、9日に市長は不同意を表明していました。業者側はすでに着工したと主張、工事を強行するとしたら司法判断をあおぐ争いとなります。地域の環境をこわし、利益だけ首都圏に吸い上げるメガソーラーは最悪です。

今、ヨーロッパは「エネルギーは地産地消で」ということが常識となっています。例えばドイツでは、太陽光発電の事業主体の4分の3は個人、農家、地場企業であり、メガソーラーはごく一部です。強い法的規制が行われ、地域でエネルギーと利益を循環する仕組みが出来上がりつつあります。伊東市の規制条例のように、こうしたモデルに学んでいく必要があるのではないのでしょうか。

伊東市八幡野のメガソーラー計画を巡る主な経過	
2015年6月	● 事業者が伊東市に土地利用の事前申請を提出
17年3~4月	● 事業者が県と市に事業許可を申請
18年2月15日	● 市が宅地造成等規制法の事業許可を認める
3月14日	● 県森林審議会が継続審議を決定
19日	● 市がメガソーラー規制条例を制定
4月上旬	● 事業者の提出資料に数値誤りが発覚
5日	● 2度目の県森林審議会が再び継続審議を決定
26日	● 3度目の県森林審議会が条件付きで許可答申
5月23日	● 事業者が着工を表明
31日	● 小野市長が規制条例適用を表明
6月1日	● 規制条例が施行
中旬	● 事業者が開発継続を表明
23日	● 4度目の森林審議会が林地開発許可を「適当」と答申
7月2日	● 川勝知事が林地開発を許可
9日	● 市が事業許可の変更申請を承認

静岡新聞より

11. 水道や空港など公共サービスの産業化

安倍政権の下での骨太方針において、水道のコンセッション方式の導入、自治体窓口の地方独法化、一層の民間化の促進をねらいが示されました。

その財政的な誘導策としての、地方交付税制度の趣旨にそぐわないトップランナー方式が導入されました。

コンセッション方式とはアウトソーシングの形態でPFI方式(Private Finance Initiative)の進化系と位置付けられています。コンセッション方式は、営業権を与えられた事業者は、収入の一定割合をコンセッションの発注者に支払い、ある地域又は施設における事業運営を行います。

県内では、静岡空港がコンセッション方式の導入第一号となりました。施設の所有権を県が持ったまま、運営権を民間に売却し、3月に運営会社も決まりました。19年度からの運用を目指しています。

浜松市は2018年4月から、県から移管された公共下水道終末処理場(西遠処理区)の事業をフランス・ヴェオリア社にコンセッション方式によって20年間の経営権を譲渡しました。この方式の上下水道適用は全国でも初めてです。同社は「市が運営するより20年間で14%、86億円のコストを削減できると提案した」とされています。

鈴木康友市長は、官民連携の新手法「コンセッション方式」による水道事業について、IoT(モノのインターネット)や人工知能(AI)など民間のノウハウを活用した運営の効率化に期待できるとし、導入に前向きな姿勢を議会で示しました。また人口減などで料金増収が困難な中、管路を含む施設の耐震化や老朽化対策を進めなければならない今後の水道事業の厳しさを指摘。健全経営を維持するための経営努力として、コンセッション方式が「有効な事業方法」と述べました。

しかし世界において、フランス・パリ市では1985年から25年間、スエズとヴェオリアの子会社が給水事業をおこない、浄化・送水・水質管理業務は、SAGEP社(パリ市が70%を出資)がコンセッション方式で担当しました。すると2009年までで水道料金が2・5倍以上にはね上がりました。水道管が破損しても送水管や給水管の境界が不明確であるため、2つの水道会社が工事を押し付けあい、トラブルが続出したという経

緯から再公営化がおこなわれました。パリ市に限らずヨーロッパや中南米のボリビアだけでなく、アルゼンチン、ペルー、ウルグアイ同様な動きとなっています。またベルリンやクアラルンプールなど、再公営化する都市は180にも上っています。

差し押さえにおいても、水道を止めるのは最後であり命とかかわるものです。水道は民営化にそぐわないものです。

12. リニア新幹線と南アルプスの環境破壊・地域間格差の増大

2037 年の大阪までの開業めざし、リニア新幹線の工事が静岡県を除く各県で始まっています。

安倍内閣の下で閣議決定された国土計画「グランドデザイン 2050」におけるメインの 2 つの考え方は、人口減対策としての地方の課題、コンパクト・プラス・ネットワークと、もう一方はスーパーメガリジョン構想です。リニア新幹線は後者のハードウェアと位置づけられています。つまり首都圏と中京圏・関西圏を一つの大都市圏として結び合わせ、他のアジアの大都市圏と競争するという考え方です。国立社会保障人口問題研究所の推計で、日本の人口は2050年に1億人を割り、2100年に5000万人を割り込むことになっており、その中でも大都市部に人口が集中します。しかもこの国土計画はより一層大都市集中が加速し、その一方他の地方は著しく衰退していきます。リニアによる静岡県その他の地方の衰退が懸念されています。それに対して人口減に対する国の施策である「地方創生」は、やる気のある自治体だけを救う選別主義であり、問題はより一層深刻化します。

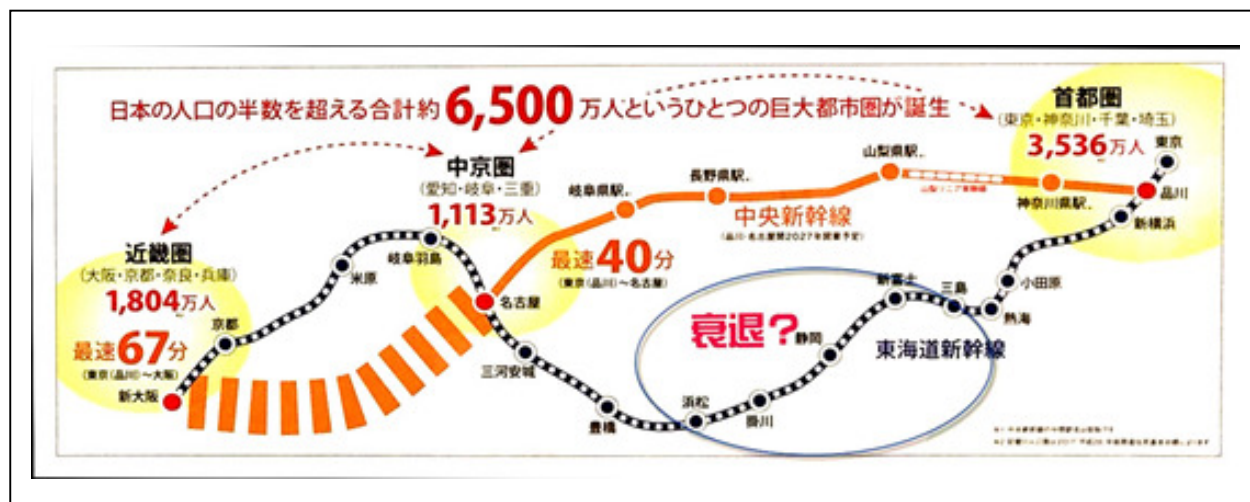
リニア静岡工区は、南アルプスの山体をトンネルで貫くため、JR の試算でも毎秒 2 トンの水が大井川から減少するとされており、中下流の 11 利水団体が県とともに着工に当たっての協定締結を求めています。JR 東海は「大井川の減水分を必要に応じて戻す」という主張に対し、利水団体等は「トンネル工事で出た水量の全量を戻す」というものでその主張は大きく隔たり、全国で唯一、JR 東海は工事を着工できない状態です。

昨年 10 月、協定未締結のまま JR 東海がリニア中央新幹線南アルプストンネルの導水路トンネル工事について契約締結を発表したことを受け、川勝平太知事は大井川の流量減少を前提とした工事で容認できないとの考えを改めて強調し、「無駄な行為。けしからんこと」と JR 東海を厳しく批判しました。難波副知事は JR 東海を訪れ、このままでは協定締結ができないと改めて全量回復を求めました。

その中で今年 6 月田辺静岡市長は、140 億円の三峰落合線トンネル JR が負担することの見返りに突然リニア工事の合意を発表しました。これに対して川勝知事は発言撤回の要求をし、市長は一部撤回を行いました。

県は、リニア中央新幹線工事に伴う南アルプスの自然環境への影響を検証する有識者会議を設置して、水問題の影響を中心に専門家の意見を求め JR 東海に対策を求めていく。今年度中に結論を出す見込みで、知事は年度内協定締結についてあり得ないと述べています。

一方、JR 東海は地元の同意なしに着工することを検討することに言及しましたが、地元の同意



なく静岡県が持っている権限(河川法など)をクリアしない限り本体の着工は難しいとみられています。

13. 県政世論調査等に見られる静岡県の状況

県が10日発表した2018年度の県政世論調査によると、「暮らし向きが苦しくなっている」と答えた県民は17年度比2.5ポイント減の33%、「同じようなもの」は3.0ポイント増の58.3%、「楽になっている」は0.9ポイント増の3.7%となりました。

暮らし向きが苦しくなっている理由は「給料や収益が増えない。または減った」が最多の52.6%。次いで「預貯金が増えない。または減った」が39.2%で実質賃金が増えず、労働分配率が低下している状況が反映されています。

「日常生活に悩みや不安を感じる」と答えた県民は61.5%と最多。続いて「老後の生活設計」(52.2%)、「今後の生活費の見通し」(49.8%)と続きました。特に災害への不安は昨年度に比べて9.0ポイントの大幅な増加しました。

14. 第22回静岡地方自治研究集会の意義と役割

この地方自治研究集会は、「地方自治を住民の手に」を掲げた自治研の伝統に沿って開催されています。憲法、地方自治法で地方自治の主人公は住民と規定されていますが、それに対して時には民意にもとづかない地方行政が横行しています。

浜岡原発の再稼働、伊東のメガソーラー、沼津の鉄道高架化、全国でも下位に位置づけられる社会保障、教育の中央集権化、水道の民営化など、リニア新幹線工事など、県内には問題が山積しています。これらを考える際、民意にもとづかない行政であってはなりません。そのためには何が必要でしょうか。

まず地方自治や県内の諸問題について学習していくことです。問題を知るということは第一歩、問題は地方自治の制度とかかわる場合が多く、憲法や地方自治法の理念を学習し、制度を学習する

ことは、その解決の糸口をつかむことになります。

特に地方自治を考える場合は、国の制度や政府の政策が大きくかかわります。地方のことだけ学習しても全体がつかめず、時の政府の施策で左右されることが大きいと言わざるを得ません。

それと同時に運動することが重要です。静岡県は、住民運動の源と評価される三島沼津コンビナート反対闘争の伝統を持っています。この教訓を考えても学習研究と運動はセットです。自治研は、研究所の事務局長プラス運動と位置づけられるのではないのでしょうか。もっともっと地方自治に関する学習と運動を強めましょう。

その中で川勝県政はどう評価できるのでしょうか。これまでの国直轄の・いいなり県政とは違い、「浜岡原発の再稼働を任期中は認めない」「リニア問題はトンネル工事が出た水量の全量に戻す」など、県民世論の動向を見ている部分があります。その半面、浜松野球場移転問題、沼津高架化の妥協など民意と離れた部分があることは確かです。現段階の県政の課題と各地の動きを明らかにしてきました。

それを念頭にした運動が求められています。今後、地方自治研究所ではよりいっそうの県政分析をしていく必要があると同時に民意が反映する県政を目指していくことが重要と考えます。

来年は統一地方選挙の年、静岡県においては県議選、浜松市議選、静岡・浜松市長選などが実施されます。地方選挙は、住民が地方自治に参加できる重要な機会です。住民が判断できる材料の提示とともに、選挙を通じて民主的な地方自治を確立することが求められています。

特別報告① 浜岡原発

再稼働のしくみ～二つのハードル～

原発なくす会静岡 事務局長 酒井政和

講演では加計問題を中心に説明し、最後に憲法の中で公務員がどう位置付けられているのかを語っています。興味深い脱線も多々あって最後の教育問題まで行きつかなかったのは、とても残念でした。

いずれにしてもだれの人から見ても政治と行政の関係が異様なモリカケ問題に、それに立ち向かった方(本人は立ち向かっていないと言っていますが)が話すことの説得力がある講演でした。

原発の再稼働については、第4次エネルギー基本計画の中で、規制委員会の「新規制基準適合性審査」に合格した原発から、順次再稼働が進められることになりました。この新規制基準は、避難計画が審査の対象に含まれていないなど様々な問題を含んでいますが、この審査に合格できるかどうか、原発再稼働への一つめのハードルとなっています。

また、川内原発再稼働の際、菅官房長官が再稼

働は「規制委員会の判断」としたのに対し、規制委員会は「再稼働の判断に関与しない」、薩摩川内市の岩切市長は「国が責任持って、再稼働を判断すべき」と発言し「再稼働の責任」の押し付け合いの結果「地元」に判断がゆだねられることとなり、地元の同意を取り付けることが二つめのハードルとなりました。これにより「新規制基準に合格した後、地元の同意を得て再稼働」という、原発再稼働の枠組みが出来上がっていくことになります。

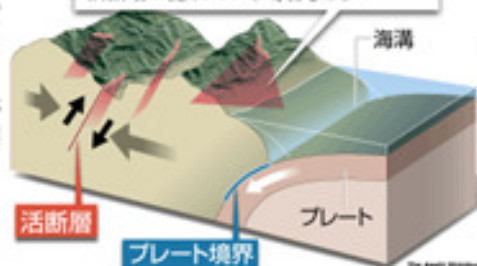
現在、浜岡原発の適合性審査で焦点になっているのは、敷地内の4本のH断層です。H断層は、浜岡原発3号機～5号機のタービン建屋の下に存在しており、新規性基準では、タービン建屋の下に活断層が存在することは想定されていません。H断層が活断層と判定されれば、すでに廃炉作業が始まっている1号機、2号機とあわせ、浜岡原発に存在する全5基の原子炉、全てが廃炉になることとなります。逆に、活断層ではないと判定されれば、基準値振動の確定作業が進み、審査合格に向けて一気に前進することとなります。また敷地内には、地質学者の塩阪氏により、南北方向の逆断層の存在が指摘されています。浜岡原発は、活断層型とプレート境界型の両方の地震の危険性

浜岡原発は 「活断層型」と「プレート型」 二つの地震の危険がある

活断層型地震

- 人の住む地域の直下でも起きるため、地震の規模が比較的小さくても被害が大きくなりやすい
- 地表に段差や横ずれができて丈夫な構造物も壊れる恐れがある

隠れた活断層 地表でわずかしき確認できなくとも地下に大きな地震を起こす活断層が隠れている場合もある



海溝型(プレート境界型)地震

- 地震の規模が大きい津波を起こす
- 高層ビルなどに被害がでる長周期地震動が起きやすい

をもつ、極めて危険な立地に建設された原発であり、規制委員会にすべての断層を慎重に審査するよう求めていく必要があります。

地元の同意について静岡県は、安全（具体的な数値で確認できるもの）・安心（県民の理解と再稼働への同意）両方が必要としています。県の言う安全の中で「使用済み核燃料の処理のめど」をあげていることは特に重要で、いまだ地層処分場所すら決まっていない中、この条件をクリアするのは相当な困難が予想されます。

安心の面では、「浜岡原発の再稼働認めないで署名」215,203筆を、2017年6月の静岡知事選前の3月に川勝知事に提出しました。3選後に川勝知事は、中部電力から再稼働の要請があった場合反対すると明言しています。知事にこの発言を守らせていくと同時に「実効性がある避難計画」を再稼働の条件に加えるなど、再稼働をゆるさないルール作りを進め、浜岡原発周辺4市で始まろうとしている、茨城県の「新協定」の学習会など、自治体の動きを後押ししていく必要があります。

また、知事の発言が「県民の意思」であることを可視化していくため「浜岡原発の再稼働をゆるさない!!11.18 ひまわり集会 in しずおか」をはじめ、県内各地で行われる様々な集会や、金曜アクションなどに結集していく必要があります。

特別報告② 水道民営化

浜松市上下水道コンセッション化(民営化)問題について

浜松市民ネットワークアドバイザー 落合勝二

いまPPP／PFIなど官民連携による民間活力の導入が全国の自治体事業で進められている。その背景には2013年の安倍成長戦略における「日本再興戦略」がある。「世界で一番企業が活躍しやすい国の実現」を掲げ、「公共施設等の民間開放」の手法の一つとして、上下水道事業へのコンセッション方式を抜本的に拡大している。

浜松市では、この安倍成長戦略の先導的役割を

果たそうと、下水道西遠浄化センターの民営化に続き2022年からの水道事業の民営化にむけて計画を着々と進めている。水道法の改正を前提として、本年度中に導入の可否を決定するとしているが、「命の水」を守るために公営水道を存続させる市民運動も大きく展開しつつある。

コンセッション方式(民営化)は、施設は市が保有したまま、民間会社グループが運営権を取得して、ほとんど全ての運営を特別目的会社(SPC)に長期にわたり委ねるものである。

下水道西遠浄化センターの例では、フランスの多国籍企業であるヴェオリアウォーターの日本法人を核とする6社で構成したSPCが、25億円の運営権対価を市に払う20年の契約を締結し本年4月より開始された。水道事業は、導入可能性調査が国の100%補助で行われ本年3月に公表された。

浜松市の水道事業は、1日あたり23万トンの給水量で、給水人口は約76万人である。水道料金は政令20市のなかで2番目に安価であるが、年間約10億円の利益を生む優良な経営となっている。

◎なぜコンセッション化を図ろうとするのか

- ・人口減少で給水収益が悪化し、水道施設の老朽化に対応する設備更新費用が不足するため、民間活力の導入、創意工夫により効率化を図り費用を捻出する。年間58億円の設備更新費用が必要。

- ・水道職員の減少と高齢化により技術維持継承が困難なため。現在上水道の職員数は152名。

コンセッション化後、業務の分担はどうなるのか

- ・浜松市水道部 給水条例の改定、認可、モニタリング、企業債の返還・借入れ

- ・SPC 経営、水道利用料の徴収、運転、維持管理、修繕、設備更新工事

◎水道コンセッションはここが問題

- ・そもそも、命の水を民間大企業の利益追求の対象にすることに、市民の理解は得られない。

- ・コンセッションは、外国企業を含む民間大企業への市場開放にその本質がある。

・設備の改築更新工事を含めて事業の大部分をSPCに委ねることは、水道事業の地域独占性の上に、SPCが事業を独占的に25年間運営することで、水道事業に必要な地域企業が排除される。

・SPCは、法人税、株主配当、役員賞与など、さらにモニタリングの新たな費用が発生し、事業全体ではコスト増になる可能性があり、水道料金引き上げ圧力となる。

・技術継承課題が民営化で解決されるとしているが、利益を上げるためには人件費の抑制が追求され、職員の非正規化が進行し技術の蓄積が困難となる。市には、わずかな職員しか残らないため技術の蓄積は期待できず、施設は所有していても「水道のことはわからない」状態になる。

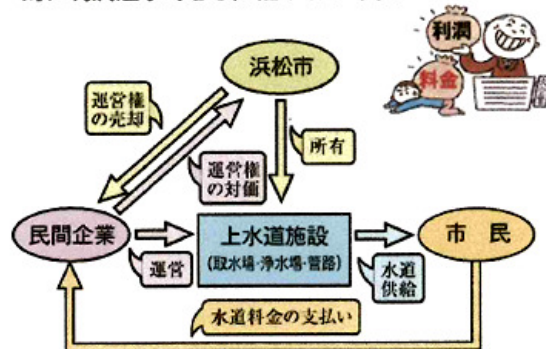
・想定される、南海トラフ巨大地震災害などが発生した場合は、SPCが市の指揮下で応急活動に従事するとされ、応援は市が大都市間協定を結んでいるから大丈夫としているが、広域的な災害には対応できない。復旧の担い手は市と地域業者であり、地域に密着した地域業者を育成し、技術の蓄積を図る必要がある。

市が計画している水道民営化とは？

「コンセッション方式」ってなに？

市が水道施設を所有したまま、民間企業に水道事業の運営権を売り渡し、水道施設を使わせて運営させる方式です。

今回の運営期間は25年を予定、その間独占的に利潤追求できる仕組みなのです。



定例研究会 1

テーマ 「行政と市民の関係変容の要因

一対立から協働への移行は可能か？」

報告： 林 昌宏常葉大准教授

とき： 1月16日 水

ところ： 静岡自治労連会議室

地方自治研究所では、県内の地方自治にかかわる事柄を取り上げて3か月に1度程度の研究会を実施します。第1回目は常葉大林先生から、住民運動を通じて行政との協働関係を確立していった事例報告を行います。ふるってご参加ください。

第22回・静岡県地方自治研究集会「特別報告・リニア新幹線問題」

南アルプスの自然破壊と安全無視の活断層横断トンネル

＜JR東海は経営危機招くりニア撤退の勇断を＞

リニア新幹線を考える静岡県民N・W
共同代表・酒井 政男

□ リニア中央新幹線の概要は、

工費＝9兆300億円の内、国が3兆円財政投融资（0.3～0.8%の低利融資）
掘削残土＝南アルプストンネル1400万 m^3 （静岡県内360万 m^3 ）
所用時間＝東京～名古屋＝40分・286kmの86%トンネルの「地下鉄」
東京～大阪＝67分・438km・最高速度/時速505km
開業＝東京～名古屋間＝2027年、東京～大阪間＝2045年
運転＝磁気浮上式、遠隔操作の無人運転、車掌4人・乗車定員1000名
駅＝品川、相模原、甲府、飯田、中津川、名古屋、三重、奈良、新大阪

□ リニア新幹線は「中央集権・集約型の国家プロジェクト」

- 2014年「グランドデザイン2050」、2015年「新国土形成計画」で東京・名古屋・大阪の3大都市圏を結ぶスーパー・メガリージョン構想に
- リニア新幹線は3大都市圏に「ヒト・カネ・モノ・情報」を集中させる役割

財投3兆円含む工事費9兆円に群がるスーパーゼネコン「世紀の談合事件」

□ 南アルプス（エコパーク）にリニア新幹線は「百害あって一利なし」

- 湧水流失・土壌温度上昇・残土埋立は南アルプスエコパークの自然破壊に県条例で保護の「キタダケソウ」、「ライチョウ・ニホンカモシカ」等の希少野生動植物の生態系に不可逆的影響、蒸気に残土360万t埋立の災害リスク
- 湧水流失・2t/s水量減少は流域60万人の飲水、農業・工業用水枯渇も

昨年70日の節水規制、利水者の全量戻せの要請にJR東海は協定未締結

□ 南アルプストンネルは東南海地震に安全？、公共交通の安全確保に問題

- 南アルプスは北米プレート・ユーラシアプレート・フィリピン海プレート太平洋プレートの4つがぶつかりあう希な地域で、フィリピン海プレートがユーラシアプレートに沈み込む北西側への圧力で、地層を褶曲させながら年4～7 mm 激しい隆起と崩落を繰り返す最悪の地質条件の山にトンネルとは
- 南アルプスは、西に中央構造線、東に糸井川・静岡構造線と日本列島を代表する2断層間の県内には笹山構造線、井川唐松山断層、樫島断層が並走し断層毎に違う地質体が直立、脆弱な地質に莫大な量の被圧地下水が存在する最悪の活断層地帯に延長50kmトンネルは公共交通の安全放棄といえる。
- 中越地震では、上越新幹線・浦佐～長岡間5トンネル崩落・路盤隆起の被魚沼トンネルは5mの崩落・側壁押し出し・路盤隆起250 mm 、妙見トンネルは崩落50m・路盤隆起40 mm など著しい被害で、復旧に2ヵ月を要した。
- 南アトネル富士川～天竜川50k間に早川谷と小渋川谷の2橋で外部に早川谷と小渋川谷間25kの事故は徒歩移動（最高12.5k）の停電時対策なしJR東海のリニア新幹線乗客の安全放棄といえる事故対応策に愕然とした。
- JR東海は、私たち「静岡県民ネットワーク」との協議（18.4.20）で南アルプストンネル内事故対応について静岡市に以下2点を説明と答える。

① 厳冬期事故は県外へ徒歩誘導、②ドクターヘリ費用はJRが負担と、

- 活断層横断南アルプストンネル・延長22km・最大土被り1400m
東南海地震に耐えるトンネルか第3者委員会が最新の知見で安全検証必要

最後に、

リニア新幹線へ乗客60%移行（JR東海試算）は東海道新幹線ダイヤ減少、運賃値上げ人口減少・過疎化を促進させ「地方創生」に逆行し県民生活の全分野に重大影響静岡市がJR東海と「リニア新幹線工事促進」の基本合意したことは重大問題にJR東海は公共交通の安全放棄・経営危機招くりニア新幹線から撤退の勇断を！

財政分析を通じて人件費・住民サービス削減の実態を明らかに
「第1回地方財政分析研究会」開催

いま、各地方自治体では、財政の困難を理由に職員の人件費や住民サービスを削ろうとする動きが強められています。静岡自治労連では、こうした実態を明らかにし、対策を考えていくことを目的に「地方財政分析研究会」を発足しました。

11月21日(水)には、第1回研究会を開催。静岡大学の川瀬憲子教授(静岡県地方自治研究所理事長)を講師に、「地方財政を考える―交付税のトップランナー方式と『地方創生』政策―」と題した学習会をおこない、これからの財政分析の問題提起をおこないました。

研究会には各単組の自治研推進委員を中心に 5 人が参加し、熱心に聞き入りました。

国・地方の税源比率は逆戻り

講演のなかで川瀬教授は、この間、国の財政が軍事費の急増と社会保障費の削減のもとで中央集権的軍事国家の性格を帯びており、それが国と地方の税源比率に現れていることを指摘。『地方分権改革』の前は 国 65:地方 35 だった税源が、三位一体改革を通して ほぼ 50:50 になったものの、現在は中央集権化のもとで改革前の比率まで逆戻りしている」と鋭い問題提起をおこないました。

また、国に吸い上げられた税源は、一応、地方交付税として地方に支出されているが、それは地方を支配・政策誘導するために使われているとして、「地方創生」と交付税のトップランナー方式の問題を指摘。国は三大都市圏重視の国土政策のもと、地方に合理化を迫り、トップランナー方式によるアウトソーシングを地方に強要しようとしていると解説しました。

毎年 15 億円の財源不足

後段では、旧静岡市・旧清水市合併以降の静岡市の財政分析をおこないました。川瀬教授は、静

岡市が政令指定都市化による財源を地方交付税一本算定に求めたが、三位一体改革で 5.1 兆円の地方交付税が削減され、合併算定替えより 15 億円程度の不足が生じたにもかかわらず、合併後大都市基盤整備を優先に市政運営をするなかで、毎年 60 億円程度の財源不足が生じることになったと解説。「基礎的な社会保障経費を削り、人件費削減（給与と人員の両面）をせざるを得なくなったもとで、市民一人あたりの将来負担比率が県下でダントツになった」と述べ、国のコントロールの下でいかに市財政が疲弊しているかの実例を示しました。

「地方財政分析研究会」では、今後も金沢大学の武田公子教授の「データベースで読み解く自治体財政」を活用した学習や、持ち回りで各都市の財政分析に取り組みます。来年 2 月には武田教授を招いて、総務省のデータベースを使った財政分析についての学習会を公開で開催します。

